

2023年 5月

各 位

内閣総理大臣認定特定適格消費者団体・適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

## 講師派遣事業のご案内

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者問題に関する調査・研究や消費者への情報提供等を通じて、消費者被害を未然に防止するため、消費者団体や消費生活相談員・研究者・弁護士・司法書士などの消費者問題の専門職種で作る団体です。

当法人は、内閣総理大臣から「適格消費者団体」の認定を受け、事業者に対して不当な契約条項の使用や不当な広告・勧誘をやめさせる申入れ・訴訟活動を広く展開しています。2021年10月には、不特定多数の消費者が財産的被害を被った場合にその被害を回復する特別な裁判手続を行える「特定適格消費者団体」の認定も受けました。特定適格消費者団体としては全国で4番目の認定で、適格消費者団体・特定適格消費者団体は道内に当法人一つしかありません。

さて、このたび当法人では、北海道庁からの委託を受け、消費者被害の調査・研究や事業者への申入れ・訴訟等の活動経験を活かし、経験豊富な弁護士・司法書士や大学教授などの研究者による、「若年者向けの消費者教育セミナー」を下記のとおり実施いたします。貴校における授業、講義、研修等でご活用いただきたく、ご案内申し上げます。

近年、学生のマルチ商法被害、中高生の SNS やネットでの消費者被害などが後を絶ちません。2022年4月1日には成年年齢が18歳に引下げられました。それに伴い若年者の消費者被害が後を絶ちません。若年者の消費者被害防止のため、貴校の学生向け授業、研修等では時宜を得た有用な情報を提供してまいりますので、ご検討のほどお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当法人までお気軽にお問合せください。

なお、当法人のパンフレットも同封いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

謹白

### 記

1. 講演内容 裏面「2.講座テーマ例一覧」をご参照ください。
2. 派遣講師 当法人に関わる弁護士、司法書士、大学教授等
2. 費用 無料
3. 申込方法 別紙「講師派遣の依頼書」に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

以上

#### 【お問い合わせ】

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道（略称：ホクネット）

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

Tel 011-221-5884（平日午前10時～午後4時） Fax 011-221-5887 担当：小森、大嶋

E-mail：[hocnet2020@ninus.ocn.ne.jp](mailto:hocnet2020@ninus.ocn.ne.jp) URL：<http://www.e-hocnet.info/>

## 講師派遣事業若年者向け消費者教育セミナー実施要領

### 1. 目的

民法改正による成年年齢の引下げにより、社会経験に乏しい新成人や若年者層を狙い撃ちにした悪質商法や詐欺等が後を絶ちません。

そこで道内の学生、生徒に対し、学校教育の現場を通じて消費者教育を行い、トラブルの回避や適切な対処方法などの理解を深めることにより消費者被害防止を図ります。

### 2. 講座テーマ例一覧（学生・生徒向け）

【契約についての基礎知識】(1) 学生向け「契約」の基本知識

(2) 若者が陥りやすい悪質商法と解決策

(3) 契約トラブルの発生を未然に防ぐ注意点とポイント

(4) アパートを借りたときのありがちなトラブル

(5) 詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、色々な詐欺の手口

【インターネット関係】(6) スマホやケータイの賢い使い方と危ない使い方

(7) インターネットの楽しみ方と注意点～SNSの使い方など

(8) サクラサイト詐欺と対処方法

【クレジット、電子マネー】(9) クレジット・電子マネーの光と影

その他希望するテーマがあれば、ご相談ください。

### 3. 受講対象者

開催校の学生、生徒および教職員。希望があれば保護者等も可。

定員は特に制限はありません。

### 4. 講座形式

クラス単位で教室での実施、学年単位で講堂や体育館での実施等、受講対象者や対象人数により決定します。基本は授業時間を使って実施します。

### 5. 費用、教材等

教材等講座で使用する資料はすべて当方で準備します。

講師料、印刷代等の費用負担はありません。したがって講座実施は無料です。

会場の提供のみお願いします。(プロジェクター使用の場合には設備の提供をお願いします。)

### 6. 講師

当法人の会員である弁護士、司法書士、大学教授等より派遣します。

### 7. 実施内容の決定

依頼書をいただきましたら、担当より連絡させていただき、協議の上内容を決定します。

消費者支援ネット北海道 (ホクネット)

# 講師派遣事業

のご案内

ホクネットは 2023 年度、北海道庁の「若年者の消費者被害防止のための消費者セミナーの開催」事業を受託し、私立中高・私立大学・専門学校を担当することになりました。

ホクネットは特定適格消費者団体として活動しており、その活動に従事している経験豊富な法律家、大学教授などを講師として派遣します。

学校教育現場での、消費者教育授業の  
講師を派遣します



## 無料です！

北海道からの委託事業なので、費用は一切かかりません

## 多様な講座形式を ご用意！

オンライン講座など多様な講座形式をご用意します。

ご相談しながら臨機応変な対応をしていきます。

## 要望に沿った講座内容の 実現！

講座テーマを決めていただき、具体的な内容は要望をお聞きしながら決定します。

※手続きの流れや具体的講座内容については裏面をご覧ください。

問合せ先

消費者支援ネット北海道 札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろうビル3F

TEL 011-221-5884(平日 10時~16時)

Fax 011-221-5887

MAIL hocnet2020@ninus.ocn.ne.jp

(担当:小森)

# 充実した講座実現を目指します

## 講座申込みから実施までの流れ

- |         |  |
|---------|--|
| 申込み     | 「講師派遣の依頼書」をホクネットあてメールまたは Fax で送付ください。                                  |
| 申込内容の確認 | ホクネット担当者より依頼者（担当）に連絡をします。依頼書内容の確認、特に講座テーマについて確認します。あわせて講座への要望等をお聞きします。 |
| 講師の決定   | 講師の決定および講座の形式、講座の内容を決定し報告します。  |
| 事前打合せ   | 講座実施に向けて、依頼者と講師の意見調整等を行います。  |
| 講座実施    | 教材はホクネットで持参します。  |

## 講座内容、講座メニュー 一覧

テーマ別に、その内容について過去に実施した講座メニューを一覧にしました。

1. 「契約」についての基礎知識
  - 成年年齢の引下げの意味について
  - クーリングオフについて
  - 多重債務について
  - アパートを借りる時の注意事項
  - アルバイト契約に関わる労働トラブル
  - 悪質商法について
2. インターネットのトラブルについて
  - SNS 利用の注意
  - ゲームやショッピングでのトラブル
  - ネット依存症
  - 加害者にならないために
  - スマホ、携帯電話のトラブル
3. クレジット、電子マネー
  - クレジット契約、プリペイド契約の仕組み
  - トラブル事例
  - 電子マネーについて